

告示

埼玉県告示第千三百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松山ショッピングスクエアシルピア

埼玉県東松山市松葉町四丁目三千五百七十六番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 五千九百七十七平方メートル

（変更後） 五千七百四十平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 二五〇台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 三三二台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 一二八台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 二一一台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 一六九・三二平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 一七七・五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 四一・一六立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 四九・六立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 株式会社いまじん 午前十時から翌午零時

その他の小売業者 午前十時から午後八時

（変更後） 株式会社大創産業 午前十時から午後八時

株式会社コナカ 午前十時から午後八時

株式会社ハードオフコーポレーション 午前十時から午後八時

株式会社ヤオコー 午前九時から午後十時
未定のテナント 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から翌午前零時三十分

(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午後十時

(変更後) 荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午前八時三十分

荷さばき施設④ 午前六時から午後十時

荷さばき施設⑤ 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成三十一年八月十二日

ニ 届出年月日

平成三十年十二月十一日

二 縦覧期間

平成三十年十二月二十五日から平成三十一年四月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十二月二十五日から平成三十一年四月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課